

秋田県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を秋田県建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木 健 太

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画道路の変更

2 路線名の変更

変更前の路線名	変更後の路線名
3・4・16号 秋田港北線	同左
3・5・38号 浜ナシ山長野線	同左
3・4・77号 和田駅前線	同左

3 路線の追加

廃止する路線名
3・4・78号 石川和田駅線

4 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分 下新城野字街道端西、飯島字堀川、字古道下川端、土崎港相染町字大浜、字浜ナシ山、字土浜、字中谷地、字堂ノ後、港北松野町、飯島長野上町、飯島長野本町、土崎港古川町字相染境、土崎港西四丁目、土崎港西五丁目、土崎港中央五丁目、土崎港中央六丁目、土崎港中央七丁目、土崎港北三丁目、土崎港北四丁目、土崎港北五丁目、土崎港北六丁目、港北新町、河辺和田字北条ヶ崎、字上中野、字和田、及び河辺北野田高屋字黒沼下堤下

- 5 都市計画の変更年月日 令和8年3月27日